

令和 7 年度 京のむらづくり推進事業費

1 趣 旨

急激な人口減少・高齢化が進む中山間地域において、農地や集落内の施設維持や高齢者の見守り活動等、地域での生活に欠かせない共同活動を継続していくため、これらの活動を将来人口規模に見合う形に再構築し、ソフト・ハードの両面から省力化や効率化を図るとともに、外部人材を誘致して農山漁村発イノベーションを促すことにより、人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 農山漁村コミュニティの再構築支援

① 農村地域再構築推進事業

住民生活への影響を極力抑えつつ既存の地域共同活動の省力化を図るため、活動の棚卸し・再編・合理化（むらの減築）と近隣集落との連携に向けた話し合いをコーディネートすることで合理化・省力化に資する取組計画の作成や実施を支援

■事業主体：（ア、イ）府（中間支援組織へ委託）

（ウ、エ）集落連携組織、自治会、NPO 法人等

■補助率（ウ、エ）：定 額

■上限額（ウ、エ）：400千円（複数集落で実施する場合）
200千円（単独集落で実施する場合）

■助成期間：1 年間（ただし合理化・省力化に資する取組計画作成後 3 年以内（作成年度を含まない））

■事業内容：

次の内容について、地域住民同士の話し合いと合意形成をコーディネート

（ア）地域の現状の見える化、地域の仕事（村役、共同活動）の棚卸し、集落カルテ作成

（イ）人口規模を見据えた地域共同活動の合理化プランの作成

（ウ）合理化・省力化資する取組計画に基づき廃止する共同活動の記録・保存

（エ）合理化・省力化に資する取組計画に基づき共同活動を省力化・合理化するまでの取組支援

② 農村地域再構築整備交付金

「選択と集中」により中山間地域の農地維持を図るため、農業集落内の合意のもとに管理負担を軽減するために相対的に営農効率が悪い農地（団地）を閉鎖し、営農効率が良い農地への集中投資に必要な経費を支援する。

■事業主体：中山間地域等直接支払集落協定等、農業者で構成する地縁組織

■事業内容：

農業集落内の合意により「農業上の利用が行われる区域」外に分類された団地面積に応じて、当該農業集落内で実施される農業基盤整備や営農機械の導入等に係る経費を支援する。

■交付金額：「農業上の利用が行われる区域」外に分類された営農効率が悪い農地面積 10a あたり、75 千円（条件に応じた上限あり）

（２）複数集落が連携した地域運営組織の設立支援

① 参加型住民（地域外ファン）づくり事業

地域共同活動などにコミュニティの一員として参画する参加型住民（地域外ファン）を増やすため地域が実施するフィールドワーク活動等を支援する。

参加型住民：地元出身者、地域のファン、移住希望者、大学生等を想定

■事業主体：地域運営組織の構築を目指す地域団体等

（参加型住民の関与する活動例）

- ・農作業応援をきっかけとした参加型住民の地元での応援組織の軽トラ市を開催し、さらなるファンづくりに発展
- ・農作業応援をきっかけに、参加型住民自ら周辺の耕作放棄地での野菜づくりの提案と都市部での販路を開拓してPR
- ・特産物づくり体験をきっかけとして、産品購入のため、繰り返し地域を訪問

（大学連携の活動例）

- ・研究のテーマ等と関りのある取組を地域と協働で実施。

（例：映像学科の学生が地域住民と一緒に地域をPRする動画の作成、食品学科の学生が地域の特産品を活用して商品開発 等）

■補助率：定額

■上限事業費：200 千円／団体 ※大学連携の場合：400 千円／団体

② 農村型地域運営組織形成推進事業

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組を支援する。

■対象地域：中山間地域（5法指定市町村及び農林統計上の中山間地域）

■事業主体：地域協議会 及び 京都府（伴走支援体制構築）

■補助率：形成支援 定額（国 10/10）

（３）農山漁村発イノベーションの推進による力強い農山漁村形成

① 地域活力づくり事業

地域運営組織が策定した「将来ビジョン」に基づき、地域住民や組織が展開する地域の活力維持・強化に資する地域おこし活動や地域課題の解決に繋がる生活支援の取組のための必要な経費を支援する。

■事業主体：「将来ビジョン」に位置付けられた事業を実施する団体等

■事業内容：経済活動に必要な整備や地域課題解決に必要な経費

- ・農家民宿を活用した教育体験事業
- ・空き施設を活用した地域内外交流体験や高齢者支援サービスの提供
- ・ジビエを活用した特産品づくりの開発・販売促進
- ・ICT等の新技術を導入した野生鳥獣対策のモデル事業 など

■補助率：府 1/2 以内 ※過疎化高齢化集落を含む地域運営組織は 2/3 以内

■上限事業費：4,500 千円／地区（最大 3 年間）

② 農山漁村振興交付金

農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備にかかる経費を支援する。

■事業主体：農林漁業者の組織する団体、中小企業者 等

■補助率：国 1/2 以内、府 5%以内（ハード）

（４）農山漁村コミュニティ形成全体の伴走支援

① 集落支援員（市町村集落支援員）の配置

地域運営組織の設立及び運営、将来ビジョンの策定や支え合いの仕組みづくりなどを支援

■事業主体：市町村

■補助率：府 1/2 以内

■上限事業費：4,400 千円／地区（最大 3 年間）

② 地域担当府職員による伴走支援

地域の実情、ニーズや思いを汲みながら、複数集落連携に向けた合意形成や地域課題解決に向けた取組を伴走支援